

令和7年度 児童クラブ入会に関するQ & A

質問	答え
<p>Q. 来年度、育休復帰(就労開始)等を予定しているが、いつ申請したらいいですか？</p>	<p>A. 復帰日(就労開始日)が令和7年4月～8月の方は、令和6年11月に申請ができます。11月に申請しない方や、令和7年9月以降復帰(就労開始)の方は、復帰日の前月の20日までに申請してください。クラブが利用できるのは育休復帰(就労開始)をする日からです。</p>
<p>Q. 4月から母が仕事を始める予定だが、仕事が始まっていないと申請できませんか？</p>	<p>A. 仕事が決まっていないと申請はできません。就労見込みの状態職場から就労見込みの証明書を提出していただければ、申請ができます。</p>
<p>Q. 毎日の仕事はないが、児童クラブは申請できますか？</p>	<p>A. シフト制の場合でも、就労時間を満たしていれば申請できます。ただし、仕事が休みの日はクラブの利用はできません。</p>
<p>Q. 利用日数が少ないと育成料は安くなりますか？</p>	<p>A. 育成料の日割り計算はしません。入会すると、一日も利用しなくても育成料が発生しますので、ご注意ください。</p>
<p>Q. 引っ越し予定です。住所が決まっていないと申請できませんか？</p>	<p>A. 住所地が確定していれば申請できます。</p>
<p>Q. 就労は14時30分までですが、お迎えが15時を過ぎます。申請できますか？</p>	<p>A. 通年利用の場合、1、2年生は15時まで、3～6年生は16時までの仕事がないと申請できません。長期のみの申請はできます。また、就労に通勤時間は考慮されません。</p>
<p>Q. 保護者の入会基準の「障害を有している」とはどの程度までのことですか？</p>	<p>A. 身体障害者手帳1～3級、療育手帳A～C判定、精神障害者保健福祉手帳1～3級、要介護1～5となります。</p>
<p>Q. 就労証明書に有効期間はありますか？また、記入事項で注意する点はありますか？</p>	<p>A. 就労証明書は、提出時に証明された日から6か月を超えているものは受付できません。記入される事項についても、記入された就労日(曜日)・就労時間・勤務形態が不明であるもの、保護者氏名や、証明者(勤め先の責任者)名が未記入なものなども受付できません。</p>
<p>Q. 就労証明書は、保育園・子ども園入園申請の様式でもいいですか？</p>	<p>A. 就労証明書の様式を保育園等の様式に統一しました。同じもので提出できます。</p>
<p>Q. 就労証明書は、会社で作成してもらった様式のものでもいいですか？</p>	<p>A. こちらの様式の内容が全てあれば、会社の独自の様式で作成された就労証明書でも受付します。</p>

<p>Q. 同じ敷地内だが、別棟に住んでいる祖父母の就労証明書は必要ですか？</p>	<p>A. 別棟でも同一住所であれば同居の祖父母とみなすため、就労証明書は必要です。</p>
<p>Q. 同一住所の祖父母と同居しているが、世帯分離をしている場合は祖父母の就労証明書は必要ですか？</p>	<p>A. 世帯分離をしていても同一住所であれば同居の祖父母とみなすため、就労証明書は必要です。</p>
<p>Q. 申込みは土曜・日曜・祝日は受付してもらえますか？</p>	<p>A. あんぱ〜く窓口受付は月〜金曜日（祝日除く）の8時30分〜17時15分です。オンライン申請は申請期間中24時間受付可能です。</p>
<p>Q. 児童クラブで申請書類は受付してもらえますか？</p>	<p>A. 令和6年度の在籍児とその兄弟のみ、11月1日（金）〜8日（金）の期間で受付します。受付時間は、月〜金曜日の14時〜19時です。</p>
<p>Q. オンライン申請の入力時間に制限はありますか？</p>	<p>A. 制限時間は60分です。途中での操作時間延長も可能です。入力途中でタイムアウトになると、入力したデータは消えてしまうため、全て入力するか、パソコンのみ可能な「一時保存」の機能を利用してください。</p>
<p>Q. オンライン申請を行った場合、「受理された」と確認できる方法はありますか？</p>	<p>A. オンライン申請をされた場合は、申し込み完了のメールが送信されます。その後、書類に不備があれば2週間をめぐりに連絡し、不備がなければ、「受理された」のメールが届きます。※このメールは入会決定の通知ではありません</p>
<p>Q. オンライン申請の場合、口座振替依頼書はどのように提出するのですか？</p>	<p>A. ホームページのWeb口座振替受付サービスから申請が可能です。</p>
<p>Q. 口座振替は、ネットバンクの利用やカード引き落としはできますか？</p>	<p>A. できません。口座振替依頼書に記載のある金融機関での登録をお願いします。</p>
<p>Q. 残高不足により育成料の引き落としができなかったのですが、翌月にまとめて再度引き落とししてもらえますか？</p>	<p>A. 育成料の再度の引き落としはできません。後日お渡しする納付書にてお支払いください。</p>
<p>Q. 決定通知はいつ送られますか？</p>	<p>A. 2月上旬発送予定です。途中入会の決定通知発送は、毎月25日前後です。</p>
<p>Q. 土曜日に授業参観があり、翌週月曜日が振替で休校日の場合、振替日に児童クラブは開所していますか？</p>	<p>A. 振替日には、7時30分〜19時開所しています。</p>

<p>Q. 通年申請の場合は、長期休業期間も在籍する小学校に入れますか？</p>	<p>A. 長期休業期間中は、通年利用者と長期利用者全ての方で優先順位をつけるため、通年申請でも在籍学校のクラブに入れない場合があります。</p>
<p>Q. 長期休業日の期間、兄弟が同じ児童クラブに入れないことはありますか？</p>	<p>A. あります。低学年を優先するため、別のクラブになることがあります。</p>
<p>Q. 申請書の入会希望クラブ欄で、「長期休業日は在籍する小学校の児童クラブのみ入会を希望」を選べば、在籍する小学校に入れますか？</p>	<p>A. 在籍小学校の児童クラブが定員超過の場合は入れません。</p>
<p>Q. 申請書の入会希望クラブ欄で、「長期休業日は在籍する小学校以外の児童クラブであっても入会を希望」を選ぶと、在籍小学校にあるクラブ内の選考から前もって外されるのですか？</p>	<p>A. まず在籍小学校にあるクラブ内での選考をするため、前もって外されることはありません。</p>
<p>Q. 申請後に通年から長期、また長期から通年への利用区分の変更はできますか？</p>	<p>A. 利用区分の変更はできません。変更したい場合は、一度申請の取下げか退会をしてから再度申請をし直してください。</p>
<p>Q. 長期申請した場合、利用期間の変更はできますか？</p>	<p>A. 利用期間を増やすことはできません。利用を取りやめる場合のみ以下の期間に変更届を出していただければ変更できます。</p> <p>4月春休み：令和7年2月20日 7月夏休み：令和7年6月20日 8月夏休み：令和7年7月20日 12月冬休み：令和7年11月20日 1月冬休み：令和7年12月20日 3月春休み：令和8年2月20日</p> <p>※変更届を提出しないと、利用がなくても育成料が発生します。ご注意ください。</p>
<p>Q. 就労期間が有期の場合は、就労証明書の再提出が必要ですか？</p>	<p>A. 雇用契約の満了後の更新の有無が、有と就労先の証明があれば、再提出は必要ありません。有（予定）・無・未定の場合は、再提出が必要です。</p>
<p>Q. 11月に申請できなかったら、2次申請期間はありますか？</p>	<p>A. ありません。11月の申請期間を過ぎた後は、5月以降の途中入会申請を4月以降に受付します。</p>